

1 女性のチャレンジ支援策の推進

「女性の再チャレンジ支援プラン」（平成17（2005）年12月女性の再チャレンジ支援策検討会議決定・平成18（2006）年12月改定）に基づき、関係府省が連携して、女性の再就職・起業等の一層の支援に努める。

例えば、内閣府においては、地域における再チャレンジ支援の仕組みづくりや、子育て支援民間団体との連携による情報提供・講座の実施、支援情報ポータルサイトの運営、女性の総合的なライフプランニング支援等に取り組む。

また、様々な分野でチャレンジしたいと考える女性が、チャレンジ支援情報を効率的に入手できるよう、「チャレンジ・サイト」の充実を図るとともに、「地域におけるチャレンジ・ネットワーク環境整備推進事業」の成果等を、研修・広報啓発活動を通じて、普及していく。

経済産業省においては、創業に向けて具体的な行動を起こそうとする者を対象に、創業に必要な実践的能力を30時間程度で習得させる短期集中研修である「創業塾」を実施し、この中で女性向け創業塾を実施する。

また、国民生活金融公庫や中小企業金融公庫を通じ、女性等の起業家を対象に優遇金利を適用する融資制度（女性、若者／シニア起業家支援資金）や、無担保、無保証人で融資を受けられる新創業融資制度を用意するなど、女性を含めた開業・創業の支援を引き続き実施していく。さらに平成19（2007）年度からは、より一層の創業の促進を図るため、貸付限度額の引上げや自己資金要件の緩和を行う。

農林水産省においては、女性の社会参画・経営参画を促進するため、在宅学習（eラーニング）等による研修、情報提供、新たな観点から取り組まれる女性起業活動への支援等を総合的に実施していく。

2 男女の均等な機会の確保対策の推進

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律は、平成19（2007）年度からは、①男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止など性差別禁止の範囲の拡大、②妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、③セクシュアルハラスメントに関する事業主の雇用管理上の義務の強化などが措置されており、行政の積極的な指導等により、同法の確実な履行確保を図っていく。また、男女の均等取扱いに関する個別紛争の円滑かつ迅速な解決のため、必要に応じ、都道府県労働局長による援助及び機会均等調停会議による調停を行う。

ポジティブ・アクションについては、企業が自主的に取り組むよう、一層の普及促進を図る。職場におけるセクシュアルハラスメント対策の徹底を図りつつ、個別の問題が生じた場合には適切な対応がなされるよう指導を行うとともに、相談体制の充実を図る。

また、「女性と仕事の未来館」においては、平成19（2007）年度においてもセミナーや情報提供を

行う等、引き続き働く女性を支援していくこととする。

さらに、女性起業家向けメンター紹介サービス事業を引き続き実施するとともに、平成19(2007)年度から女性の起業支援のための総合的情報提供を行う専用サイトの運用を開始するほか、子育て期にある女性の起業を促進するため、末子が12歳以下の子育て期にあり、かつ、有効求人倍率が全国平均を下回る道府県に居住している女性の起業に対する助成制度などによる支援を行っていく。

3 パートタイム労働対策の推進

平成19(2007)年5月に成立した「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律」の円滑な施行に向けて周知啓発を行うとともに、新たに事業主団体向け助成金を創設するなどパートタイム労働者の均衡待遇に取り組む事業主や中小企業事業主団体への支援を実施していく。

4 仕事と家庭の両立支援対策の推進

平成19(2007)年度においても引き続き、育児・介護休業法の周知徹底を図り、企業における育児休業制度等の定着を促進するとともに、育児休業の取得等を理由とした不利益な取扱いについての労働者からの相談に適切に対応する。

次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための「一般事業主行動計画」の策定・届出を行うよう中小企業を中心に周知・啓発を行うとともに、平成19(2007)年度から始まった計画の認定について、できるだけ多くの事業主が認定を目指して取組を行うよう、周知・啓発を実施していく。

また、仕事と家庭とを両立しやすい雇用環境の整備に積極的に取り組むファミリー・フレンドリー企業の普及促進を引き続き図っていく。

さらに、育児・介護等のために退職し、将来、再就職を希望する者が円滑に就職できるよう、情報提供、セミナーの開催等を行うとともに、再就職準備のための取組を計画的に行えるよう、キャリアコンサルティングの実施、再就職に向けた具体的なプランの策定支援、インターンシップ(再チャレンジ職場体験)の実施等を内容としたきめ細やかな支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」を実施し、マザーズハローワークやマザーズサロンと連携した総合的な再就職支援を推進していく。

経済産業省においては、事業所内託児施設を設置する中小企業者に対する融資制度の実施や平成18(2006)年度に収集した中小企業の少子化対応経営の先進事例等をもとに、経営マネジメントに取り組む少子化対策のポイントを分析、整理し、中小企業経営者による少子化に対応した総合的なマネジメント手法の導入を支援するなど、中小企業に対する仕事と家庭の両立支援策を実施していく。また、商店街の空き店舗を活用して保育所等の育児支援施設を設置・運営する際の改装費や賃貸料など立ち上げのために係る費用の一部を補助し、待機児童問題の解消や女性の社会進出といった少子化社会への対応を引き続き図っていく。さらに、保護者等のニーズ等を踏まえNPO・民間企業等の連携による新たな育児支援関連サービスの提供の支援を実施していく。

5 無料職業紹介事業者研修会

母子家庭の母、寡婦等の就職困難者に係る労働力需給調整機能を強化し、就職困難者の再就職の促進を図るため、職業相談・職業紹介に係るノウハウ等を無料職業紹介事業者に提供する無料職業紹介事業者研修会を平成19(2007)年度においても引き続き行う。

6 次世代育成支援のための地域行動計画に基づく取組の推進

母子家庭の自立支援施策を含む、次世代育成支援のための各般の施策の着実な推進を図るため、平成19(2007)年度においても引き続き、地方公共団体における行動計画に基づく取組を支援する。